

大学職員の自分探し

山口 利哉

やまぐち・としや
岐阜大学・全学共通教育事務室

大学全人時代の到来とともに、大学の経営の核となる人材養成が急務となったといわれています。そして「経営」の二文字が誇張され、事務職員にその役割を期待する声を聞くことが多くなりました。いまふうに言い換えるならば「アドミニストレーター（大学の管理運営にあたる行政管理専門職）」の養成という事になるのでしょうか。そんな中で、事務職員が自らの役割について考える機会が増えました。しかし大学で事務を掌っているといっても、それは多岐に渡っていて、職員自身が自らをうまく説明できず、特に国立大学の職員にとっては、公務員身分を盾に、自分の職業名さえ明記する機会にも遭遇しなかったことにも起因して、その役割をはっきりと明記できずにいます。事実、私もそうでした。考えるきっかけは、一九九六年にうつ病を患い、自身の過去を「コマずつ廻りながら、一番活き活きしていた学生時代に戻り、そこから時をおりなおすこと」をしたときでした。そのとき私自身大学職員でありながら、大学と

いうものの位置づけがとても希薄であったことに気がつきました。まさにちょうどこの年、東海高等教育研究所の職員部会が立ち上がり、翌年には大学管理職員の集まりである大学行政管理学会も設立されました。そのときをもって、事務職員が果たすべき役割の探求をはじめた時期というより、もっと根源的な存在への問いとして「大学職員の自分探し」が始まった時と表現してみたくありません。なぜなら事務職員である前に「大学人」であって欲しいからです。

危機意識の共有から今日の状況

その当時の日本社会の状況は、行政改革法の施行、PKO法以降何か変な方向に向かい出したことだけは気になっていました。大学を取り巻く状況も、大綱化をうけ教養部がいつきに解体した時期で、その後、大学管理法と言われた国立学校設置法改正で、評議会の位置付けが強固なものとなってゆきました。

でも、こうした話は事務職員仲間とはできませんでした。そんな中で共鳴できたのが教職員組合でした。そこから一気に出会いは加速してゆき、法人化反対運動で活動範囲を広げ、「大学人」である自分を確認できましたが、二〇〇三年七月九日には法人法案は成立してしまいました。私はその前日の文教科科学委員会に終日傍聴し、強行採決が行われたときの脱力感は今でも鮮明な記憶として残っています。反対運動が無駄でなかったことは、法案成立の付帯決議が参議院では二十三項目ついたことに現れています。法律の条項が全部で四十一条からなっていることから、議論し尽くされなかったことを物語っています。そのことの重みは、つい最近成立した国民投票法では、十八項目の付帯決議がつき、その法律の不完全さを露呈しているとマスコミ等が報じたことをみても明らかです。

しかし最近では、付帯決議どころか、法人法の条文違反となるような、運営費交付金の競争的原理による配分シミュレーションが公表されました。特に地方国立大学を壊滅的な状況に追いやるような、政府による金での脅しの様相を呈しています。

こんなときだからこそ自信を持つ

こんなとき一つ一つに反論し戦うことは必要です。でも私自身、法人化後にわかったことの一つに、確かに国立大学の設置形態は変わりましたが、運営管理が大幅に変わったとは言い難

いし、むしろ規制緩和で誕生した株式会社立大学のほうが、その運営管理のずさんさに文科省から勧告を受けているのが現状です。確かに長年ぬるま湯的な体質に安住してきたことを改めることは当然でしょうが、旧来の方法を全部否定してはいけません。現在まで存在し続けてこられた意味をもう一度見直すことも必要であると思います。

ですから、大学に近年求められる「経営」の役割を担うのが事務職員であるから力を注ぐのではなく、それよりも、現在している仕事が「大学」で行われている意味について、自分で確認できること。さらに、大学の知の共同体としての本来の姿を認識することに目を向けるべきだと思います。いまは、新自由主義の力で振りが右のほうに振れていると思うのです。だから経営や効率優先だけの運営に力を注ぐより、逆にじつと静観して、この「大学改革の大病」が過ぎ去るのを待ったほうが賢明だと思います。地に足の着いた改革にするためには、目の前にある仕事の意義や意味を考え、それに明確な答えのでもものだけに力を注げば、結果として官僚的な仕事が削ぎ落とされ、真の効率化につながるはずですが、結果、事務職員も教育労働者の一人として位置づけられれば、正の連鎖反応で「職員の元気な大学は面白い」ことにつながると信じたいのです。特に国立大学は、長く存在してこられた意味をもっと高く評価し、再確認すべきでしょう。